テンダーヒル御所 わかば館

* * * ご利用にあたって * * * * (重要事項説明書)

社会福祉法人 明 徳 会 地域支援センター テンダーヒル御所 わかば館 ケアマネジメントセンター ぶるうめ 奈良県御所市364-1 TEL 0745-64-2500 FAX 0745-64-2501

- 1 -

事業所

事 業 所 名 称	テンダーヒル御所わかば館
介護保険指定事業所番号	2970800351
事 業 所 所 在 地	奈良県御所市364-1
連絡先	0745-64-2500
事 業 実 施 地 域	御所市内
相 談 担 当 者	鶴田浩史
ケアマネージャー	吉川雪絵
	栗牧 里花
	中村 紀子
	酒井 扶欣子

- 2 -

事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ
	て、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サ
	ービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等
	の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保
	されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との
	連絡調整その他の便宜を行うことを目的とします。
運営方針	利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限
	り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活
	を利用者の選択に基づき営むことができるよう配慮して行
	います。

事業所窓口の運営日及び営業時間

	営	業	日	月曜日	~	金曜日	(祝日	日及び年末年始は除く)
崖	業	時 間		月曜日	~	金曜日	(祝日	日及び年末年始は除く)
					午前	前9:00	~	午後5:00

事業所の職員体制

事業所の管理者	館長	鶴田 浩史	

職種	職務内容	人員数
介護支援専門員	①居宅サービス計画作成	5
(ケアマネジャー)	②居宅サービス事業者との連絡調整	
	③サービス実施状況の把握、評価	
	④利用者状況の把握 記録	
	⑤給付管理	
	⑥要介護(支援)認定申請に対する協力援助	
	⑦相談対応	

^{*}別紙 ケアマネージャーのしごと参照してください。

利用者の居宅への訪問頻度のめやす

ケアマネージャーが利用者の状況把握のために、利用者に訪問する頻度の目安 は、利用者の要介護(支援)認定有効期間中 1 ヶ月に 1 回以上

居宅介護支援の利用料について

居宅介護支援に係る費用に関しては、特別な場合を除き介護保険より全額給付されますので、利用者様への自己負担はございません。無料となります。

その他の費用について

交通費	通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
その他の費用の請求も	Sよび支払方法については、その都度請求させていただきます。

苦情等の受付について

ケアサービスの提供にあたっては万全な体制で臨んでいますが、万一ご不満・ご不審 な点がございましたら、下記までお申しつけください。

●当事業所

苦情受付担当者	事業主任 吉川雪絵
苦情解決責任者	館 長 鶴田浩史
受 付 時 間	毎週月~金曜日 9:00~17:00
連 絡 先	Tel 0745-64-2500 Fax 0745-64-2501
	e-mail info@tender.or.jp

● 国民健康保険団体連合会

連	絡	先	Tel 0744-21-6811(相談専用)	0120-21-6899		
			Fax 0744-21-6822			

●御所市役所

連	絡	先	Tel 0745-62-3001(代)

事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生の際は直ちに、ご家族様及び保険者(市町村)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

秘密保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

② 個人情報の保護について

事業者は、<u>利用者から予め文書で同意を得ない限り</u>、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、<u>予め文書で同意を得ない限</u>り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報 が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩 を防止するものとします。

重要事項説明の年月日

平成 年 月 日

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第4条の規定の基づき、利用者に説明を行いました。

事	法 人 名	社会福祉法人 明徳会
	代表者名	理事長 山 本 十 九 二
業	事業者名	テンダーヒル御所 わかば館
		(ケアマネジメントセンター ぶるうめ)
者	説明者氏名	印

上記の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	御住所	
	御氏名	
		印

- 5 -			